

内閣官房行政効率化推進会議運営規則（案）

平成 17 年 5 月 12 日
内閣官房行政効率化推進会議決定

1 総則

内閣官房行政効率化推進会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、「内閣官房行政効率化推進会議設置要綱」（平成 17 年 4 月 22 日内閣総務官決定）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

2 書面による意見の提出

都合により会議を欠席する構成員は、内閣総務官室を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

3 公表

会議は原則として非公開とし、議事要旨をもって公表する。また、会議での配布資料については、原則として、会議終了後速やかに公表する。

4 その他

この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項については、内閣総務官が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。